

報告事項ス

県指定文化財の毀損について

県指定文化財の毀損について、別紙のとおり報告します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

県指定文化財の毀損について

平成25年3月16日
文化財課

県指定保護文化財「こざねびょうどめまびさしつきかぶと小札鉾留眉庇付冑」（鳥取市歴史博物館収蔵）が毀損しましたので、報告します。

1 毀損した文化財の名称

- (1) 名称 : 小札鉾留眉庇付冑（平成3年3月26日指定）
- (2) 所有者 : 鳥取市
- (3) 収蔵場所 : 鳥取市歴史博物館（鳥取市上町88番地）

2 文化財毀損の経緯と状況

(1) 経緯

- ・平成25年2月5日（火）午後5時15分頃、同館で開催する企画展「鳥取を掘る！！」で当該資料を出品するため同館学芸員が開梱したところ毀損が判明。
- ・毀損は前回展示（平成21年）後、撤収・梱包した際か、今回開梱した際に生じたものかは不明。

(2) 毀損箇所と状況 : まびさし眉庇の左側部分が折損し、本体と分離

(3) 毀損原因 :

- ・眉庇部分に応力がかかり折損したと考えられる。
- ・前回収蔵にあたり梱包状態が適切でなかったこと、また今回出品作業時における梱包状態の確認が不十分であったことが原因として考えられる。

3 今後の対応

- ・鳥取市歴史博物館により、折損部分を速やかに復旧・修復する。
- ・再発防止に向け、県内市町村教育委員会および指定文化財所有者・管理者に対し、「指定文化財の保管と取扱いに関する注意の徹底について」通知をおこなうとともに、保管状況等の把握などを実施していく。

「小札鉾留眉庇付冑」（県指定保護文化財）

鳥取市湯山6号墳から出土した遺物のうちの一点。

冑の鉢部分を構成する小札の形態に特色があり、柊の葉に似た曲線と突起状の加工が施されている。これらを同一方向に重ねて配列し、美しい模様を描きだしており、古墳時代の高度な冑製作技術を知ることができる。5世紀前半に製作されたものと推測され、類例として、東大阪市六方寺往生院所蔵の冑がある。

